

件名	職員の処分について
受付日	平成30年12月26日
ご意見・ご提案の概要	虚偽の理由により特別休暇の取得を申請した職員は厳しく処分すべきである。
県の考え方	<p>職員が虚偽の理由により特別休暇の取得を申請するような事案が発生し、県政に対する信頼を損なう事態となりましたことは、誠に申し訳ありません。</p> <p>今回の事案につきましては、行為の状況・結果・影響、職員の職責、過去の類似事案における処分状況などを総合的に勘案し「減給10分の2・6月」といたしました。</p> <p>今後は、職員研修の機会等を通じ、全職員に対しまして、これまで以上に法令遵守、適正な事務処理の徹底を図ってまいります。</p>
担当課	総務部 人事課